

【参考】土砂災害特別警戒区域内における建築物の基準

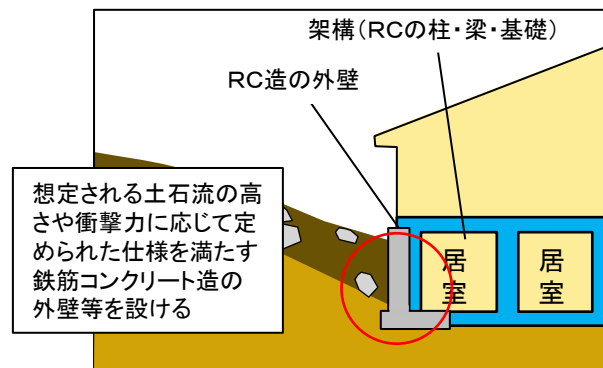
土砂災害特別警戒区域内の居室を有する建築物は、土砂災害により想定される衝撃に耐えられるものとして、以下のいずれかによる構造としなければならない。

(土石流の場合)

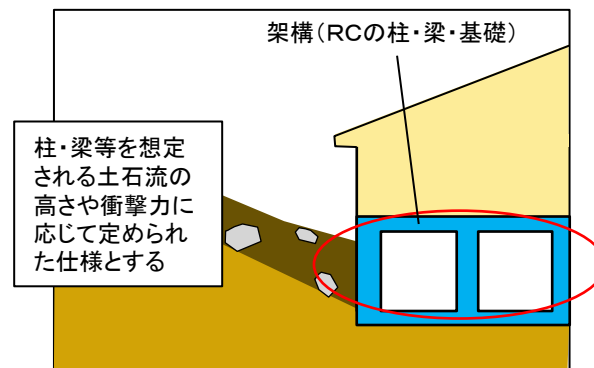
- ①土石流が作用する部分に居室がある場合、想定される土石流の高さや衝撃力に応じて定められた仕様を満たす**鉄筋コンクリート造の外壁等**を設けること。(土石流が作用する部分に居室がない場合、柱・梁等を同様の仕様とすること)
又は、**構造計算**によって、土石流の衝撃に対して建築物が安全であることを確かめること。
- ②急傾斜地と建築物の間の位置に**鉄筋コンクリート造の塀等**を設置すること。

①建築物の構造

土石流が作用する1階に居室



上階のみ居室



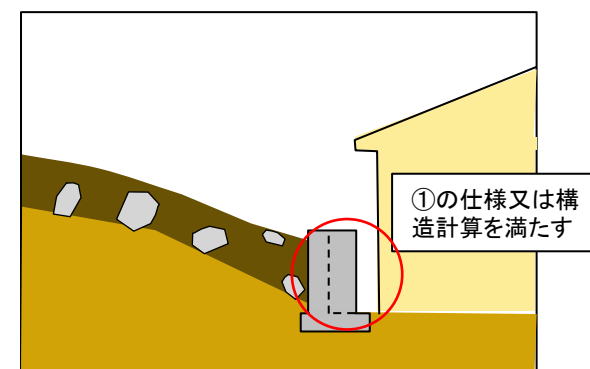
<仕様基準>

- ・土石流の衝撃を受ける高さ以下の外壁をRC造とする。(上階のみ居室を設けた場合を除く)
- ・RC造の控壁又は架構を設ける。
- ・設計基準強度 18N/mm^2 以上のコンクリートを用いる。
- ・外壁の厚さを 15cm 以上とする。
- ・土石流の高さや衝撃力に応じて、縦筋の断面積や架構の柱の径等を定められた値以上とする。

<構造計算>

- ・土石流の移動による衝撃力によって、外壁等に生ずる力を計算
- ・外壁等に生ずる力が、当該外壁等の耐力を超えないことを確認

②RC造の塀等



<仕様基準>

- ・土石流の衝撃を受ける高さ以下の塀等をRC造とする。
- ・RC造の控壁を設ける。
- ・設計基準強度 18N/mm^2 以上のコンクリートを用いる。
- ・外壁の厚さを 15cm 以上とする。
- ・土石流の高さや衝撃力に応じて、縦筋の断面積や架構の柱の径等を定められた値以上とする。

<構造計算>

- ・土石流の移動による衝撃力によって、塀等に生ずる力を計算
- ・塀等に生ずる力が、当該塀等の耐力を超えないことを確認